

## 現代経営・会計情報とコンピューター利用

The business-accounting information in today and the use of computer

総括研究員：遠藤 一久

分担研究員：石原 肇 中西 基 羽室 行之

### 研究の総括

本研究は、各人のそれぞれの専門分野に従って研究を進めた。遠藤は、特に「現代ドイツの銀行会計」のテーマのもとに、この分野における会計情報の機能を分析した。その成果は、1998年6月に著書「現代ドイツの銀行会計」（森山書店刊）として公刊された。さらに石原は現代ドイツにおける会計制度の情報機能を分析した。その成果は、「ドイツの資本調達容易化法」（「会計」1998年8月号）その他の形で公表されている。中西は、主として現代ドイツの税法に関する情報機能を分析し、その研究成果を目下、まとめている。以下、各人の研究成果の総括を報告する。

### 「現代ドイツにおける銀行会計」

遠藤一久

会計とは何か。まことに混沌としている現代会計の諸様相のなかにあつて、いったい会計は現代社会において、いかなる性質を有し、またどのような役割を果たしているのか。この学問的課題に答えることが、こんにち痛切に求められている。本研究は、会計とは何かという問いに答えるために、現代ドイツにおける銀行会計のあり方(横造)を解明しようとしたものである。

そこで、本研究の内容は、大別して次の三つのテーマから成り立っている。

その第一は、1990年11月30日付の「ドイツ銀行貸借対照表指令法」の問題を取り扱った第1部である。この第一部の目的は、「ドイツ銀行貸借対照表指令法」の全内容を示し、それが、現実的にはどのような意義を有しているのかを解明することにある。第一章では、W・フレーリックス教授の論述に従ってまずドイツ銀行貸借対照表指令法の概要が、示されている。

次に、第二章では、ドイツ銀行貸借対照表指令法の全内容が示されている。すなわち「銀行およびその他の金融機関の年度決算書およびコンツェルン決算書に関する欧州共同体理事会指令の施行に関する法律」の全文が、忠実に提示されている。本研究の研究対象は、主としてこのドイツ銀行貸借対照表指令法である。

続いて第三章では、ドイツ組行貸借対照表指令法の主要な項目を図解し、その内容上の整理を試みている。この整理によって、ドイツ銀行貸借対照表指令法の要点がより明確になっている。

最後に第四章では、ドイツ銀行貸借対照表指令法の現実的意義が解明されている。特にドイツ銀行貸借対照表指令法の根底に存在する、いわゆる経済的観察法の論理的性格が分析の対象として取り上げられている。

第二のテーマは、「信用機関の会計に関する法規命令」を取り扱った第2部である。

第三のテーマは、現代ドイツ商法典と正規の簿記の諸原則の問題を取り上げた第3部である。

なお、本研究に引き続き「欧州中央銀行の会計制度」の研究を進めている。

## 「会計国際的調和化への理論的インパクト」

石原 肇

資本市場においてコンピューターを利用した取引が一般化するとともに、その国際的発展が急速に展開してきた。会計の領域においても、こうした資本取引の急速な国際化に対応して「会計制度の国際的調和化」が叫ばれ、従来の会計制度のあり方を実務および理論の両面から根本的に問い直すという深刻な状況が展開されているのである。

本研究においては、こうした会計制度の再編成の過程に登場した会計実務家K. Bornの主張を手がかりに、ドイツにおける伝統的な見解とはまったく異なる新しい主張の意味を吟味したものである。

### I. 国際会計における相違

ボルンは、ドイツの現行の商法的会計をもっとも時代遅れのものであると決めつけ、アメリカの会計制度を世界最高の商法余計であるという立場から会計の国際比較を行っている。その場合、かれの主張の中心的論点にされているのは、商法会計の明白な目標設定、選択権の排除および商法会計の税法からの分離、である。

こうした立場から、ボルンが挙げている各国会計制度が相違する原因は以下の七つである。すなわち、「相違しているかまたは欠如している外部会計の目標設定」、「税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性および逆基準性」、「法体系の相違」、「資本市場と企業金融」、「経済監査士の職業」、「社会的環境および歴史的経験に基づく立法」および「会計理論」が取り上げられている。

つぎに、ボルンはドイツを取り上げ、基本的な相違として、「慎重原則」、「引当金と価値修正」、「評価」、「法的小および経済的観察法」、「選択権および取引形成の余地」および「報告」その他の各項目を吟味するとともに、ドイツのあり方を批判している。

## II. 会計の調和化および標準化

### 1. 会計の調和化と標準化の理由

つづいてボルンは、会計制度の国際的調和化が必要な理由として次の五つの論拠を掲げて説明する。すなわち、「企業のグローバル化」、「資本市場のグローバル化」、「超国家的経済圏の創設」、「外国の証券取引所における株式の上場」および「多国籍企業における内部会計と外部会計との相違」という理由を挙げて調和化の必要性を強調している。

### 2. 会計の調和化および標準化に対して提出された反対論

こうした国際的調和化論を力説したのち、ボルンは、ドイツにおける諷和化反対の論拠として、以下の四つの主張を取り上げている。すなわち、反対の論拠は、「転換の費用が必要」、「会計は一国の法秩序および経済秩序全体の構成要素である」、「外国において決定された、いわゆるアングロサクソンの会計基準への屈服ではないか」、「企業の資本維持が危険にさらされる」というものである。これに対して、ボルンは、それぞれ反論を展開している。

以上述べたように、ボルンはドイツの伝統的な会計制度を国際会計基準に指向したあり方に根本的に転換すべく主張したのである。しかしながら、現実には、そのように単純に進展するものではない。現在、ドイツで進行している資本調達容易化法および透明化法に基づく調和も、国際会計基準委員会、欧州連合、ドイツの複雑な関係のなかで、さしあたり伝統的な会計のあり方の根本には触れないで進行しているのが、現実であろう。その意味では、ボルンの主張はさしあたっての表面的な制度改革を合理化するものといえよう。（本報告の内容については、大阪産業大学論集社会科学編第113号および大阪産業大学経営論集第1巻第1号に掲載）。

## 「コンピュータ会計と法規制」

中西 基

高度情報化社会といわれて久しい今日、我々をとりまく社会・経済環境は大きな変化の波にさらされている。情報化は、会計情報にも大きなインパクトをもたらした。会計処理の分野でのコンピュータ会計やコンピュータを援用する帳簿書類の作成の一般的な普及である。

ドイツでは、所得税の分野に限定すると、1967年所得税実施準則でいわゆる「伝統的コンピュータ会計」が税法上容認された。この「伝統的コンピュータ会計」とは、記帳内容が電子記憶装置に記録されないものをいい、記帳資料は経済年度の終わりに完全にプリント・アウトされなければならない、かつ、期間中、常に見読可能な状態にされているという前提条件が付されたものであった。

1977年には、帳簿書類の作成にコンピュータを援用することはもちろんのこと、コンピュータシステムの特性の一つであるデータ媒体への記帳とデータ媒体での帳簿書類の保存

を認める詳細な規定が、租税通則法と商法典において設けられた。これらの規制内容は、数度の改正を経ているものの現行法に受け継がれている。

コンピュータ会計に関する法規制は、その規制内容が税法と商法において統一が図られているばかりでなく、民法典、民事訴訟法、和議法、刑法典、不正競争防止法、連邦データ保護法にまで広く関連規定が設けられ、法律の整合性が保たれている。

ドイツでは、租税法・商法の分野において会社の計算に関する規定を研究する場合に必ず「正規の簿記の諸原則 (GoB)」という重要な用語が登場する。コンピュータ会計に関する法規制においても租税通則法と商法典とともに「諸帳簿への記帳及びその他の必要な記録は、これらに適用される手続きを含めて、その帳簿記帳の形式が正規の簿記の諸原則に適合するものである限り—中略—データ媒体の上で行うこともできる」と定めている。すなわち、コンピュータを援用する帳簿記帳は正規の簿記の諸原則への適合が絶対的な要件となっているわけである。

では、この「正規の簿記の諸原則 (GoB)」とは如何なるものであるのか。田中耕太郎博士は、その著書『貸借対照表法理論』の中で、『正規の簿記の諸原則』なるものが何を意味するや甚だ明瞭を缺くのであるが—中略—法は個々の重要点に関し自ら規定を設ける場合を除いて単に白紙的規定を設け、細目を実務上の慣行に委任しているものと認めなければならない」と述べている。

現在でもその概念は必ずしも明確なものではないが、近年の研究では「法・正規の簿記の諸原則・会計の三位一体関係」としてとらえ、「実務の要求に基づき一定の学説が形成され、この学説が正規の簿記の諸原則となって結実する。さらに正規の簿記の諸原則が成文法として法典化される。この法典化された成文法は、正規の簿記の諸原則を主導する。

この正規の簿記の諸原則は、学説を展開する場合の規範となり新しい解釈論が展開され、実務を理論化していく」という分析がなされている。

わが国でも、従来の法の枠組みをはみ出すコンピュータ実務の要請により、「電子帳簿保存法」が成立し、1999年4月より施行された。しかし、やっとなドイツでいうところの「伝統的コンピュータ会計」の次の段階に進んだところである。前述の「三位一体関係」でいわれるような研究を進めるのがこれからの課題である。

## 「顧客履歴データの蓄積がもたらす新しいビジネスシステム」

羽室 行之

近年の景気の後退により単に商品を店頭で並べるだけで売れる時代は過ぎ去った。小売店は市場を的確に分析することができないために、最も明確な価値基準である価格を下げることによって市場を活性化しようとする。そのしわよせが問屋に対しては価格交渉という形で現れ、またメーカーに対しては、商品の短寿命化によるR&D経費の増大という形で現れる。このように市場のメカニズムを明確にできないために、業界全体が疲弊するという現象が現実のものとなってきている。

一方で、情報技術の進歩により、ビジネスにおいて発生する大量のトランザクションデータの蓄積が可能となり、その大量データを利用した新しいビジネスシステムの開発が可能となってきた。これは、上記に述べた「業界の疲弊構造」を解決する一つの手法として期待されている。

本研究では以上の事実を背景に、以下に述べる三つの観点から構成されている。

### 1. 大量データからの知識発見

これまで、企業で発生するトランザクションデータは、データベースに更新した後は、捨てられていた。しかしながら、その捨てられていたデータにこそ価値ある情報が潜んでいるということに、多くの企業は気づき始め、大量データからの知識発見、もしくはデータマイニングが注目されている。

我々はある企業より顧客販売データを提供してもらっており、そのデータは1テラバイトを超える。そこでこの大量データから効率的にビジネスに有用となる知識を発見する手法を提案している。

### 2. 大量データの効率的処理技術の開発

前節で述べた大量データを扱う際には、これまで用いられてきたリレーショナルデータベースを中心としたコンピュータシステムでは処理効率の問題から対処することはできない。また、近年、大量データの利用を目的とした、データウェアハウスやOLAPなどの新しい技術も台頭してきているが、効果面において大きな欠点がある。そこで、本研究では、それらの既存の技術を用いない独自の大量データ処理技術を開発した。

### 3. 情報提供を中核とした新しいビジネスシステム

これまでに述べた知識発見手法や効率的処理技術が実際に利用可能となっても、ビジネスとして成立しなければ意味がない。そこで、知識発見手法を用いて得られる情報を軸にして実際にビジネスシステムを構築している企業のケーススタディをおこない、何が成功の要因となっているかを解明した。